

基ま第1584号
令和7年12月25日

様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

ご意見いただきました、まちづくり提案書3件分に対する回答ですが、提案書の提出があつてから1ヶ月以内に公表しなければならないところを、建築基準法、都市計画法、地方分権一括法など提案書における関係法令についての解釈や当該地区の開発行為が行われた際の文書の調査、佐賀県東部土木事務所など関係機関への相談に期間を要してしまったため、2ヶ月程度期間が経過してからの回答となってしまいました。また、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第4項に基づく、回答が期限内にできないときの理由及び回答できる時期を明示する手続きも行っておりませんでした。ご迷惑おかけして大変申し訳ございません。

なお、今後の対応についてですが、次回の基山町まちづくり推進審議会の議題の中で本件の経過等について説明を行い、ご審議いただきます。今後は、回答期限等について期限厳守いたします。

2 取扱いの理由

基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第4項により、「回答が期限内にできないときは、その理由及び回答できる時期を明示して、前項の回答書により回答し、これを公表しなければならない。」と定められていますが、今回、その手続きが遅れてしまいました。